

# 協議会だより

厚生労働大臣に  
緊急申し入れを行いました

「新型コロナウイルス感染症」の影響で、県が実施する二〇二〇年度の「放課後児童支援員認定資格研修」を「秋以降の開催」「感染防止の観点から一クールあたり

の受講者数を減らして開催」とした地域もあり、その結果、希望者が受講できない場合も生じているなどの実態がわかってきました。

厚生労働省の調査によれば、二〇一九年五月時点までの「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、認定資格研修）の受講者は七万四七九人。これは基礎資格を有する者の七割にあたります。

認定資格研修の開催回数は、国が「放課後児童支援員」の資格を設けた二〇一五年から五年が経つ

なかで減少していました。それに加えて受講の機会が減ってしまうことにより、受講者は当初見込みの二分の一から三分の一に減少してしまい、今年度、新たに採用された指導員も受講が困難な状況が生まれています。

開設時間すべてを通じて有資格者を配置することができない事態が生じれば、子どもの安全確保に影響が生じたり、国や自治体からの補助金が減額となるなど、大きな問題につながります。また、来年度の職員配置や、児童保育を新設・分割する際にも、重大な影響をおよぼしかねません。

全国児童保育連絡協議会（以下、全国連協）は二〇二〇年八月三十一日、「新型コロナウイルス」感染症児童保育にかかわる緊急申入書」を厚生労働省に提出（今回で

五回目）し、つぎのことを緊急に要望しました。

①二〇一九年一〇月三日付の厚生労働省子ども家庭局長通知において、「放課後児童支援員認定資格研修」の機会の提供に引き続き積極的に努めることとし、研修の回数や開催場所など受講者への配慮も必要である。また、市町村及び事業者においても、放課後児童支援員認定資格研修を未だ受講していない職員に対して、研修受講機会を確保するよう特段の配慮を行うことが必要である」と通知したことにともなう、有資格者の配置について、国として実態を把握し、結果を公表したうえで、対策を講じてください。

②資格取得を必要とする指導員が受講できるための会場の規模や回数、開催方法、必要な予算を国と自治体が一体となって確保してください。（以下略）

全国連協は、各地の現状と要望を二〇二〇年三月四日、三月三十一

日、五月八日、六月九日の四度、厚生労働省に提出してきました。今後も、児童保育関係者の要望を地域連絡協議会と共に組織的に集約し、届けていきます。

指導員に独自の給付をした自治体があります！

国の第二次補正予算（二〇二〇年六月二日成立）に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」は、児童分野、児童保育や保育所の職員が対象外となったことから、全国連協は二〇二〇年六月九日、厚生労働省に、児童保育を対象とすることを求める緊急申入書を提出しました。

一方で、指導員への独自の給付を行っている自治体があります（本誌二〇二〇年一〇月号「協議会だより」参照。以下、二〇二〇年九月三〇日現在までの追加分）。  
◇宮城県富谷市……一人五万円。雇用形態不問（アルバイト含む）。

二〇二〇年二月二日～二〇二一年三月三十一日の間に二〇日以上勤務した者。財源は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「臨時交付金」）。

◇茨城県行方市……一人三万円。学童保育指導員をはじめ、認定子ども園の職員。財源は「臨時交付金」。

◇栃木県足利市……一人二万円。四月一六日から五月一四日までの間、通常運営すべき日数の八割以上を開設した事業所と雇用契約を結んでおり、対象期間に勤務実績のあるすべての学童保育指導員、民間保育所・幼稚園の職員（申請日時点において対象期間から継続して雇用契約を結んでいる者）。財源は「臨時交付金」。

◇群馬県桐生市……一人五万円。公立施設をのぞいた、保育所、認定子ども園、学童保育、児童福祉法に規定する児童福祉施設に勤務する職員が対象（市外の施設も対象、職種による制約はない）。以

下の要件を満たしていることが給付の条件。二月一日から六月三〇日までの間に桐生市民として対象施設に通算一〇日以上勤務し「七月一〇日において、本市の住民基本台帳に記録されている者」「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における、国の慰労金の受給対象者でないこと」。

◇福井県……一人五万円。学童保育指導員はじめ、保育士、児童養護施設・乳児院など児童福祉施設の職員。県内で感染がはじめて確認された三月一八日から六月三〇日までに、子どもと直接接する業務に一〇日間従事した者に支給。勤務時間、資格の有無は問わず。財源は、ふるさと納税で県内外から寄せられた寄付金や、県知事ら特別職五人の給与の一部。

◇愛知県津島市……一施設あたり一〇万円。指導員の手に届くように注意喚起が行われている。◇大阪府摂津市……一人二万円。民間の福祉施設職員に支給。学童

保育は二〇二〇年四月から市内一〇か所中三か所が民間委託となった。委託された学童保育の指導員には支給されたが、七か所の公営の指導員は対象外。

◇大阪府熊取町……一人三万円。町内の民間の保育士（公立は臨時職のみ）、学童保育従事者に給付。

◇大阪府河南町……一人二万五〇〇円。町内在住の保育等従事者（学童保育指導員含む）を対象に、緊急事態宣言中に二〇日以上勤務した者に給付。町内在住が要件で、他市町村で勤務している場合も対象（勤務証明が必要）。他市町村の公営学童保育で勤務する指導員（公務員）も対象となつたが、他市町村在住で、河南町内の保育・学童保育に勤務する従事者は対象外となつた。

◇島根県……一人五万円。学童保育指導員はじめ、保育士、認定子ども園・児童養護施設・乳児院など児童福祉施設の職員。三月二日から五月二五日までに五日以上

勤務した者で、四月一日時点で在籍している職員。勤務時間、資格の有無は問わない。県と市で二分の一ずつ負担。

◇沖縄県宮古島市……一人五万円。医療従事者のほか、保育所や認定子ども園、学童保育等の職員、障害福祉サービス事業所・施設、介護サービス事業所・施設で働く者。市に住所を有し、七月以降に島内で五日以上勤務した者が対象。従事する業務の内容によって給付額に差異は設けず。

\* \* \*

全国連協は、子どもたちと生活を共にするうえで必要な知識や技能を身につけた指導員がこの事業に従事することの必要性について、あらためて理解を求め、現状の改善を要望しつづけています。ひきつづき、連絡協議会を通じて市町村・都道府県への働きかけを行っていきましょう。